

標的型攻撃メール訓練サービス「セキュリティ」利用約款

AGS株式会社(以下「AGS」)は、AGSがインターネットを通じて提供する標的型攻撃メール訓練サービス「セキュリティ」(以下「本サービス」)の提供と利用に関して、以下の利用約款(以下「本約款」)を定めます。

第1条 (定義)

- 「本サービス」とは、本約款に基づきAGSが契約者に提供する標的型攻撃メール訓練サービス「セキュリティ」を指します。
- 「特約店」とは、AGSに代わって契約者と利用契約を締結する者を指します。
- 「契約者」とは、本約款に基づく利用契約をAGSまたは特約店と締結し、本サービスの提供を受ける者を指します。
- 「利用契約」とは本約款および所定の注文書等に基づいて、AGSまたは特約店と契約者の間に締結される契約を指します。
- 「管理者」とは、本サービス申込書の代表管理者を指します。
- 「本ウェブサイト」とは、AGSがインターネット上で運営する本サービスを提供するウェブサイト指します。

第2条 (サービス内容)

- 本サービスにてAGSが契約者に提供するサービスには以下の内容が含まれます。
- インターネットを利用し、近年急増している標的型攻撃メールを模したメールを送信して、模擬訓練を行うと同時に、社員のセキュリティ教育を行うための機能を提供するサービス。ただし、本サービスを利用する為のインターネット回線およびその他の通信手段は契約者が用意するものとします。
 - 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
 - AGSに起因しない不具合が本サービスに生じる場合があること。
 - AGSに起因しない本サービスの不具合については、AGSは一切その責を負えないこと。
 - 契約者は本サービスを利用することができるものであり、利用契約等を締結したことに基づいて本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないこと。
 - 本サービスの内容はサービス仕様書で定めるものとし、次の事項については、サービス仕様書において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。
 - ソフトウェアおよびハードウェアに関する問い合わせならびに障害対応等。
 - 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問合せ。

第3条 (サービス利用料)

- 本サービスの利用料金についてはAGSまたは特約店が別途定めることとします。また、利用料金の支払い方法および請求方法については、別途注文書等に定めるものとします。
- 第10条第1項により解約した場合、または第18条により利用資格が停止した場合であっても、既に契約者から支払われたサービス利用料の払い戻しは一切行わないものとします。
- AGSまたは特約店がサービス利用料の改定を行う場合、契約者に対し90日以上予告期間をもって通知した後、改定を行えるものとします。ただし、一般経済情勢が変動し、サービス利用料が不相当となり変更の必要が生じたときは、随時、AGSまたは特約店は契約者と協議の上、サービス利用料を変更する事ができるものとします。
- 上記に定めるサービス利用料の支払いに遅延が生じた場合、契約者はAGSまたは特約店に支払うべき金額に対し、年14%(1年を365日とする)日割計算による遅延損害金を支払うものとします。
- 消費税率が変更された場合の消費税額は、変更後の税率を適用します。
- 最終的な税率・税額については、請求書(インボイス:適格請求書)に記載します。

第4条 (利用時間)

本サービスの利用時間帯は、原則として1年365日(閏年366日)1日24時間とします。なお、第5条に定めるサービスの一時中断、または停止の場合を除きます。

第5条 (一時中断・停止)

- AGSは、以下の何れかの事由に該当する場合、一時的に本サービスを中断または停止することがあります。
 - 本サービスを継続的に提供するため実施する、定例保守作業時間。
定例保守作業時間:毎週日曜日の0:00~4:00 および
毎月第三日曜日の6:00~6:30
なお、定例保守作業時間であっても、作業を実施していない時間帯については、サービスを提供するものとします。
 - 本サービスのシステム、ソフトウェアに点検、保守、または更新の必要がある場合。
 - 天災地変、不可避の事故、法定制限や戦争、内乱、騒擾、労働争議、その他AGSまたは第13条の業務委託先の責めに帰す事のできない一切の事由により本サービスの提供が困難である場合。
 - 電気通信事業者その他、第三者により提供される本サービスを提供するために必要な環境に問題が生じた場合。
 - その他、運用上または技術上、本サービスの継続提供が困難であり、一時停止または中断が必要であるとAGSが判断した場合。
- 前項の規定に基づく本サービスの一時中断または停止により生じた契約者の損害あるいは不利益についてAGSおよび特約店は一切の責任を負いません。
- 本条第1項①を除き、AGSは本サービスの一時中断または停止を行う場合は、第19条に定める方法により契約者に通知します。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。
- AGSは本サービスが一時的に中断または停止した際に、データ破損等の事象が認められ復元の必要があると判断した場合、前日の状態に復元するものと致

します。ただし、データの破損状態により前日以前の状態に復元する場合があります。なお、AGSによる復旧作業は、AGSの営業時間内に行なうものとします。ただし、緊急の場合にはこの限りではありません。

第6条 (内容変更)

- AGSは、契約者に事前の通知をすることなく本サービスの内容を変更することができるものとします。変更を行った場合、第19条に定める方法によりAGSから契約者に通知します。
- 前項の規定に基づく変更により生じた契約者の損害あるいは不利益についてAGSおよび特約店は一切の責任を負いません。

第7条 (申込)

- 契約者は本サービスの利用開始にあたり、指定の書式の申込書等を、AGSまたは特約店に提出し、AGSの審査を受け、利用の承諾を受けた後、必要な手続をするものとします。
- 申込書の提出時点で本約款およびサービス仕様書に承諾されているものとします。
- AGSは以下の何れかの場合には利用申込を承諾しないことがあります。
 - 申込時に虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあった場合。
 - 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがある場合。
 - サービスの提供または保守が運用上または技術上困難な場合。
 - その他、AGSが利用を不適当と判断した場合。

第8条 (申込事項変更)

利用申込時に契約者が提出した内容に変更があった場合、契約者は直ちにAGSまたは特約店を通じてAGSに文書にて申し出るものとします。その申し出がなかったために生じた契約者の不利益についてAGSおよび特約店は一切責任を負わないものとします。

第9条 (利用期間)

- 本サービスの利用期間は、AGSまたは特約店が契約者に別途通知する利用開始日から翌年の応当日の前日までとし、特段の取り決めがない限り、利用契約は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。
- 本約款に違反する行為があった場合、またはAGSが契約者として不適当と判断した場合には、利用期間を更新しない場合があります。
- 本サービスの最短利用期間は、利用開始日から1年間とします。

第10条 (解約)

- 契約者が解約を希望する場合には、解約希望日の60日前までにAGSの指定する方法にてAGSまたは特約店に届出するものとし、解約希望日の属する月の末日をもって解約するものとします。なお、契約者がAGSまたは特約店に対して負担する債務については、AGSまたは特約店が定める期日までに全てを履行するものとします。
- 解約した契約者の情報に関しては、第11条が引き続き適用されるものとします。
- 契約者から解約の届出があった場合、本サービスに登録された契約者の情報については、サービス利用料請求に必要なデータを除き、解約月の翌月初営業日に削除するものとします。

第11条 (秘密保持)

- 契約者、AGSおよび特約店は他の当事者から提供を受けた情報(以下「秘密情報」)について、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、法令に基づく調査、質問等に対応する場合を除き、提供者の書面による承諾なしに第三者に開示してはならないものとします。また、秘密情報は本サービスのためにのみ使用するものとします。
- 前項の規定にかかわらず、次の各号の何れかに該当する情報は秘密情報には含まれないものとします。
 - 提供を受ける以前から保有していたもの。
 - 提供の前後を問わず受領者の責めによらず公知となったもの。
 - 正当な権利を有する第三者より入手したもの。
- 本条で定める秘密保持の義務は本サービスの終了後または解約後も有効に存続するものとします。

第12条 (個人情報の取扱い)

AGSおよび特約店は本サービス遂行のため契約者より提供を受けた、個人情報の管理について、前条1項および3項を準用するものとし、互いに個人情報保護関連の法令を遵守するものとします。

第13条 (再委託)

AGSは本サービスを提供するため、業務の全部または一部をAGSの判断にて第三者に再委託することができます。その場合、業務委託先についても、第11条および第12条に記載された事項を遵守させ、情報の適切な管理を実施させます。

第14条 (利用環境の設置・運用)

- 契約者は本サービスを利用するために必要な機器、環境を契約者の費用と責任で準備し、正常に稼動するよう維持するものとします。
- 本ウェブサイトとの通信中に第三者によるデータの傍受などで契約者の情報が漏洩した場合、そのことにより契約者が被った損害あるいは不利益についてAGSおよび特約店は一切の責任を負わないものとします。
- 契約者の誤操作・誤入力あるいは、契約者から指示された内容の不備により生じた損害あるいは不利益について、AGSおよび特約店は一切の責任を負わないものとします。

第15条 (管理責任と義務)

- (1)契約者はAGSから発行された、本サービスにログインするためのユーザID、パスワードの管理責任があります。第三者による無断使用、またはその疑いがある場合には、直ちにAGSまたは特約店に通知するものとします。また、これらが第三者に使用されたことにより契約者に生じた損害について、AGSおよび特約店は一切の責任を負わないものとします。
- (2)第三者が契約者のユーザIDおよびパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についてのサービス利用料の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為によりAGSおよび特約店が損害を被った場合、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、AGSまたは特約店の故意または過失によりユーザIDおよびパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。
- (3)本サービスを安定して提供することを目的として、システム障害の予防または回復を図るためにAGSが必要と判断し、契約者に必要な資料の提出を求めた場合、契約者はその依頼に応じなければなりません。
- (4)本サービスにおいて契約者が得る情報や成果物の著作権はAGSが有するものとし、契約者はその権利を侵害またはその恐れのある行為は行ってはなりません。ただし、契約者が自ら入力またはAGSに提供したデータについてはその範囲ではありません。

第16条 (契約終了後の処理)

- (1)契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたってAGSから提供を受けた機器、ソフトウェアおよびそれに関わる全ての資料等(当該ソフトウェアおよび資料等の全部または一部の複製物を含みます。以下同じとします。)を利用契約終了後直ちにAGSに返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェアおよび資料等については、契約者の責任で消去するものとします。
- (2)AGSは、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等(資料等の全部または一部の複製物を含みます。以下同じとします。)を利用契約終了後直ちに契約者に返還し、本サービス用設備などに記録された資料等については、AGSの責任で消去するものとします。

第17条 (禁止事項)

契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1)本約款に違反する行為。
- (2)本サービスのサービス仕様書に定める利用条件に違反する行為。
- (3)本サービスを第三者に利用させる行為。
- (4)本サービスを利用することにより知り得た公知でない情報および成果物を第三者に漏洩する行為。
- (5)本サービスを利用することにより得た権利を第三者に譲渡、売買する行為。
- (6)公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為。
- (7)コンピュータウイルス等有害なデータを送信する行為、またはそのおそれのある行為。
- (8)他の契約者の秘密情報やプライバシーを侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (9)本サービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為。
- (10)本サービスにて提供している情報の改ざん、またはそれを試みる行為。
- (11)AGSおよび特約店または他の契約者に不利益もしくは損害を与える、またはそのおそれのある行為。
- (12) その他法令に違反するまたは違反するおそれのある行為。

第18条 (利用資格の停止・抹消)

- (1)契約者が以下の事由のいずれかに該当する場合、AGSまたは特約店は契約者に通知することなく利用資格を抹消し、契約者に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - ①本約款に違反する行為があり、その行為に対するAGSの通知や指導に契約者が従わなかった場合。
 - ②サービス利用料の支払いを怠った場合。
 - ③申込時、または申告事項の変更届出時に虚偽の事項を申告した事が判明した場合。
 - ④契約者が支払不能の状態に陥った場合や破産、特別清算、会社更生手続開始、もしくは民事再生手続開始等の申立を受けた、または自ら申立を行った場合。
 - ⑤電子交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - ⑥第三者により、財産について仮差押、仮処分もしくは強制執行等の申立を受けた場合。
 - ⑦暴力団、総会屋等の反社会的勢力であると判明した場合。
 - ⑧その他、契約者として不適当と認めた場合。
- (2)契約者が上記の事由の何れかに該当する場合は、AGSおよび特約店は契約者に何らの通知催告を要さず、契約者のAGSおよび特約店に対する一切の債務は期限の利益を喪失し、契約者は直ちに全債務を弁済するものとします。

第19条 (AGSからの通知方法)

- AGSより契約者に通知すべき事由が発生した場合は、本ウェブサイトへの掲示または電子メールにより通知を行うものとします。また、本ウェブサイトへの掲示や契約者のメールサーバへの到着をもってその通知は完了したものとみなします。
- ①本約款が変更・改定される場合。
 - ②本サービスの提供内容に変更がある場合。
 - ③本サービスの提供時間に変更がある場合。
 - ④その他、AGSが契約者に対し通知が必要と判断した場合。

第20条 (免責事項)

- (1)本サービスにおいて提供するのは、その時点でAGSが提供可能なものとします。
- (2)本サービスにおいて、契約者が得る情報や成果物について、その完全性、正

確性、契約者の特定の目的に対する有用性などいかなる保証も負わないものとします。

- (3)本サービスにおいて、AGSが提供した情報や成果物を利用した結果生じた契約者の損害あるいは不利益について、AGSおよび特約店は一切の責任を負わないものとします。

第21条 (損害賠償)

- (1)契約者が本約款に違反する行為、または不正もしくは違法な行為によってAGSまたは特約店、もしくはその両方に損害を与えた場合は、AGSまたは特約店もしくはその両方は契約者に対して損害賠償の請求ができるものとします。
- (2)AGSまたは特約店が、自らの責に帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合は、その損害が生じた年度にその契約者が支払うサービス利用料の範囲内で賠償するものとします。ただし、各条項でAGSまたは特約店が責任を負わないと記載したものについては、AGSまたは特約店は一切責任を負わないものとします。

第22条 (約款の変更)

- (1)AGSは、次の各号のいずれかに該当する場合は、AGSの裁量により、本約款を変更することがあります。
 - ①本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
 - ②本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- (2)AGSは、前項の変更を行う場合は、変更後の本約款の効力発生日の1か月前までに、変更後の本約款の内容とその効力発生日を第19条に定める通りの方法で契約者に通知するものとします。
- (3)契約者が、変更後の本約款の効力発生日以降に本サービスを利用したときは、契約者は、本約款の変更に同意したものとみなします。また、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の本約款を適用するものとします。なお、AGSおよび特約店は、本約款の変更により生じた契約者の損害および不利益については一切の責任を負わないものとします。

第23条 (準拠法と管轄)

本約款の準拠法は日本法とし、本約款もしくは本サービスにおいて訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条 (協議事項)

本約款に定めのない事項、または本約款の条項の解釈について疑義が生じた場合、契約者、AGSおよび特約店は信義誠実の原則に従って協議の上、円満に解決を図るものとします。

第25条 (その他)

本約款は、「AGSと契約者との間」、または「AGSおよび特約店と契約者との間」で取り交わすものです。なお、AGSと特約店との間で締結した契約書等の条項が本約款の条項に優先して適用され、その内容を特約店は契約者に説明するものとします。

第1.0版 2017年12月10日 制定

第2.0版 2024年4月1日 改定

第3.0版 2026年5月1日 改定